

平成31年度 兵庫県地球環境保全資金融資制度  
 [環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金]の概要

兵庫県は県下の中小企業等の皆様に対し、公害防止、環境保全及びグリーンエネルギー導入のための設備を設置するために必要な資金、工場等の緑化を行うために必要な資金を長期かつ低利に融資しています。

1 資金の概要

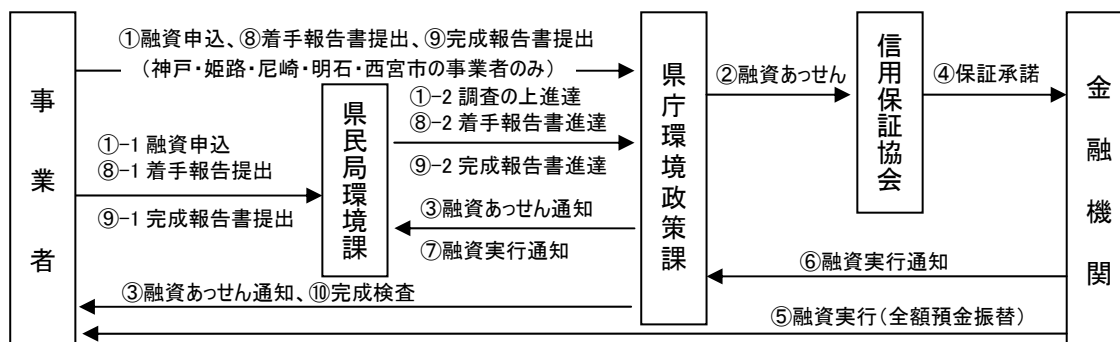
融資対象者	県内に工場等を有し、事業を営む次の中小企業者		
	① 次表に該当する法人又は個人		
	業種	資本金	従業員数
	ア 小売業	5千万円以下	50人以下
	イ サービス業(オ、キを除く)	5千万円以下	100人以下
	ウ 卸売業	1億円以下	100人以下
	エ 鉱業、製造業(カを除く)、運輸業等	3億円以下	300人以下
	オ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	カ ゴム製品製造業 ※	3億円以下	900人以下
	キ 旅館業	5千万円以下	200人以下
	※ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く		
	② 中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合、協同組合連合会及び協業組合等		
	③ 常時使用する従業員が300人以下の医業を主たる事業とする法人		
	④ 常時使用する従業員が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下のNPO法人		
資金使途	公害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害(大気・土壌汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等)を防止するための設備を設置する資金</li> <li>● 産業廃棄物を処理するための設備を設置する資金</li> <li>● 現在地での公害防止が困難な場合に行う工場等の移転に要する資金</li> <li>● 廃自動車等解体施設において、廃棄物等の流出・飛散・地下浸透を防ぐ設備を設置する資金</li> <li>● 既存設備の補修に要する資金</li> </ul>	
	環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オゾン層保護法で規制された特定物質等使用設備の代替及び回収・破壊・再生設備を設置する資金</li> <li>● 石油に替えて天然ガスを燃料とする燃焼設備を設置する資金</li> <li>● 再生資源の利用又は資源の再利用促進に必要な設備を設置する資金</li> </ul>	
	グリーンエネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネルギー施設及び設備の設置等に要する資金</li> <li>● 太陽光発電等新エネルギー施設及び設備の設置に要する資金(発電した電力を全て売電する場合は不可)</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場等の敷地内において「環境の保全と創造に関する条例」に基づき行う樹木の植栽に要する資金</li> </ul>	
	電力確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家発電設備、蓄電池等電力ピークカットに資する設備を設置する資金</li> </ul>	
融資条件	限度額	1企業・組合 1億円	
	融資利率	年0.7%	
	返済方法	10年以内(2年以内据置可)・元金均等月賦返済	
	信用保証	原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要です。保証料は申込者負担となります。	

2 申込みに必要な書類

	公害防止、環境保全及びグリーンエネルギー導入のための設備を設置する場合	左記のうち工場等を移転する場合	工場等の緑化を行う場合
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 兵庫県地球環境保全資金融資申込書(様式第1号)</li> <li>● 信用保証委託申込書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誓約書(様式第1号の2)</li> <li>● 工場等の付近見取り図</li> </ul>	
個別	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 騒音、振動、悪臭に係るものについては、設備の設置を必要とする市町長の意見書(様式第2号)</li> <li>● 公害処理記録(県、市、町に保管のもの)の写し(公害による苦情がある場合)</li> <li>● 処理装置、処理能力等を明らかにした設計図、仕様書</li> <li>● 設備の設置に伴う請負業者等の見積書又は契約書の写し</li> <li>● 工場内の平面図(機械設備の配置図を含む)、付近見取り図</li> <li>● 「大気汚染防止法」によるばい煙発生施設等の設置又は変更届出書の写し</li> <li>● 設備等の導入による省エネルギー効果を明らかにした書類(省エネルギー関係の資金の場合)</li> <li>● その他必要な書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害処理記録(県、市、町に保管のもの)の写し又は、移転を必要とする市町長の意見書(様式第2号)</li> <li>● 工場等の移転に伴う移転先の市町長の同意書(様式第3号)</li> <li>● 移転先及び現在地の用地、建物の平面図(機械等の配置図を含む)</li> <li>● 建築基準法等他法令による許認可書の写し</li> <li>● 移転先の用地の取得、建物の建築又は購入に伴う請負業者等の見積書又は契約書の写し</li> <li>● 移転に要する費用の請負業者の見積書又は契約書の写し</li> <li>● 処理装置、処理能力等を明らかにした設計図、仕様書</li> <li>● 設備の設置に伴う請負業者との見積書又は契約書の写し</li> <li>● 「大気汚染防止法」によるばい煙発生施設等の設置又は変更届出書の写し</li> <li>● その他必要な書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑化に伴う請負業者の見積書又は契約書の写し</li> <li>● 工場等の平面図(樹木等の配置図を含む)</li> <li>● 「環境の保全と創造に関する条例」による特定工場等緑化計画届受理書の写し</li> <li>● その他必要な書類</li> </ul>

※申請書等の様式は、「ひょうごの環境」のホームページ[<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/>]からダウンロードできます。

### 3 融資申込みの流れ



### 4 取扱金融機関

銀行	三井住友、みずほ、三菱UFJ、りそな、池田泉州、但馬、山陰合同、みなと、南都、京都、中国、四国、伊予、山口、阿波、トマト、関西みらい、大正、徳島、三井住友信託
信用金庫	神戸、姫路、播州、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但陽、北おおさか、鳥取、日生、大阪
信用組合	兵庫県、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、淡陽、兵庫県医療
商工中金	神戸、姫路、尼崎の各支店
農業協同組合	兵庫信連、兵庫六甲、みのり、兵庫南、ハリマ、たじま、あわじ島、相生市

### 5 申込み・問い合わせ先

- 神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市に所在する事業者の方々：  
**兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課**  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL078-341-7711 内線 3323
- その他の地域に所在する事業者の方々：  
**各地域を所管する県民局環境課**

県民局名	所管区域	所在地	電話番号
阪神北県民局 県民交流室環境課	芦屋市、伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、川辺郡	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15	0797-83-3146
東播磨県民局 地域振興室環境課	加古川市、高砂市、加古郡	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9313
北播磨県民局 県民交流室環境課	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可郡	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9377
西播磨県民局 県民交流室環境課	神崎郡、相生市、たつの市、 赤穂市、宍粟市、揖保郡、 赤穂郡、佐用郡	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2138
但馬県民局 地域政策室環境課	豊岡市、養父市、 朝来市、美方郡	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3651
丹波県民局 県民交流室環境課	篠山市、丹波市	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3774
淡路県民局 県民交流室環境課	洲本市、淡路市、 南あわじ市	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-2072